

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.14

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 TMI総合法律事務所
弁護士 齊藤 拓史

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】 平成26年12月16日

【提出日】 平成26年12月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社SJI
証券コード	2315
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(英領ヴァージン諸島法に準拠して設立された会社)
氏名又は名称	デジタル・チャイナ・ソフトウェア・(ピーブイアイ)・リミテッド (Digital China Software (BVI) Limited)
住所又は本店所在地	英領ヴァージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、オフショア・インコーポレーションズ・センター、私書箱957号 (P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成14年2月13日
代表者氏名	郭 為
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,468,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,468,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,468,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年12月12日現在)	V	82,779,900
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.77
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.51

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内 外 取引の 別	取得又 は 処分の 別	譲渡の相手方	単価
平成26年12月15日	株券(普通株式)	4,774,400	5.77	市場内	処分		
平成26年12月16日	株券(普通株式)	5,579,300	6.74	市場内	処分	市場内取引のため不明	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成25年10月1日に1,468,200株を株式分割により取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地